

甲州市やまなし出会いサポートセンター利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、結婚を希望する市民を支援するため、県が行うやまなし出会いサポート事業において設置する、やまなし出会いサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の会員となった者に対して予算の範囲内で甲州市やまなし出会いサポートセンター利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) サポートセンターの会員であること。
- (2) 市内に居住し、かつ、今後も市内に居住する意思があること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第 3 条 助成金の額は、サポートセンターの入会登録料として支払った額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

2 助成金の交付は、助成対象者 1 人につき 2 回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、サポートセンター利用促進助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）にサポートセンターが発行する領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、サポートセンターの会員登録を行った日から 3 月以内に行うものとする。

(助成金の交付決定)

第 5 条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、サポートセンター利用促進助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、申請書に記載された申請者の口座に助

成金を振り込むものとする。

(助成金の返還等)

第6条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 市長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた助成金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。